

須賀川市食料品等価格高騰対策デジタルギフト発行業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

須賀川市食料品等価格高騰対策デジタルギフト発行業務

2 目的

食料品価格高騰等の影響を受けている生活者への支援を行うにあたり、生活者のニーズに合わせて迅速な給付を行うため、デジタルギフトを発行する。

本業務の実施にあたっては、電子マネー等により迅速な給付が可能であること、給付対象者にとって分かりやすく利用しやすいものであること、低廉な事業費であること等が求められることから、優先契約候補者を公募型プロポーザルにより選定する。

3 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり。

4 契約期間

契約締結の日から令和8年10月31日まで

※ 契約期間の終期は上記を予定しているが、優先契約候補者決定後に協議のうえ定めるものとする。

5 提案限度額

本業務に係る提案限度額は、デジタルギフト発行額（給付原資）、発行手数料、システム利用料、その他本業務の履行に必要な一切の経費を含め 191,186,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とし、うち給付原資（不課税・精算対象）の発行見込額は 174,400,000 円とする。

なお、本提案限度額は、現在の発行見込数に基づくものであり、実際の契約額・精算額を保障するものではない。

【給付原資の発行見込額の算定】

	発行数	単価 (1人あたり)	給付原資発行額 (発行数×単価)
本業務の給付対象 (総数)	43,600 人		218,000,000 円
発行見込 ※ (給付対象の 80%)	34,880 人	5,000 円	174,400,000 円

6 参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

- (2) 国又は地方公共団体から指名停止措置を受けていない者
- (3) 納めるべき税金を滞納していない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定により更生又は再生手続を行っていない者
- (5) 国、地方公共団体のデジタルギフト発行業務の受託実績がある者
- (6) 信頼できる情報セキュリティ体制を構築していること。また、本市「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守できること。下記認証等を取得している場合には、企画提案書に記載すること。
 - ア 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）
 - イ ISO/IEC27017
 - ウ ISO/IEC27001
 - エ クラウドセキュリティ推進協議会CSゴールドマーク
 - オ SOC (Service Organization Control)1、SOC2、SOC3のいずれか
 - カ プライバシーマーク（JIS Q15001）
 - キ ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示認定制度。

7 スケジュール

No.	項目	期日又は期間
1	実施要領の交付期間	令和8年1月30日～2月12日
2	参加表明書の提出期限	令和8年2月12日 午後5時
3	質問書の受付期間	令和8年1月30日～2月6日
4	質問書に対する回答	令和8年2月10日
5	審査書類の提出期限	令和8年2月18日 午後5時
6	第1次審査結果通知	令和8年2月24日
7	第2次審査プレゼン	令和8年3月2日 午後（1時～3時頃）
8	最終審査結果通知	令和8年3月上旬頃
9	優先契約候補者との契約	令和8年3月上旬頃（予定）

8 実施要領及び仕様書の交付

- (1) 交付期間
令和8年1月30日～令和8年2月12日
- (2) 様式一覧
 - (様式1) プロポーザル参加表明書
 - (様式2) 業務実績調書

- (様式3) 質問書
 - (様式4) 見積書
 - (様式5) 辞退届
- (3) 資料等の閲覧について
須賀川市公式ホームページにおいて掲示する。

9 プロポーザル参加表明

- (1) 受付期間
令和8年1月30日～令和8年2月12日 午後5時
- (2) 提出書類
 - (様式1) プロポーザル参加表明書
 - (様式2) 業務実績調書
 - (任意様式) 会社概要等、会社の事業内容がわかるもの
- (3) 提出方法
郵送又は電子メールで提出すること。

10 質問書の受付及び回答

- (1) 受付期間
令和8年1月30日～令和8年2月6日
- (2) 提出方法
 - (様式3) 質問書を、電子メールで提出すること。
※受付期間を過ぎた質問のほか、電話やファックス、訪問による質問は受け付けない。
- (3) 回答方法
令和8年2月10日までに、須賀川市公式ホームページへ掲載する。

11 審査書類の提出

- (1) 提出期限
令和8年2月18日 午後5時まで
- (2) 提出書類
 - ア 提案書（12 提案書作成要領を参照）
 - イ 見積書（様式4）
 - ウ 国税及び地方税の納税証明書（写しでも可）で、公示日から3か月以内のもの。
- (3) 提出方法

- 郵送または電子メール（PDF）で提出すること。
- 郵送の場合は、記録媒体（CD-R等）に保存し提出すること。

12 提案書作成要領

（1）提出書類の様式

- ア 提出書類の様式は、A4縦版横書きの文書形式とすること。
- イ 提案書の本文は、20ページ以内にすること。
- ウ 本文の各ページには、ページ番号を記載すること。

（2）記載すべき事項

- ア 提案者の会社情報等（セキュリティ関係の認証取得状況を含む）
- イ サービス概要
- ウ 申請者がギフトを受け取るまでのフロー、画面構成等
- エ 交換可能な電子マネー、ポイント等の一覧（手数料等により等価交換にならないものは、その旨を記載すること）
- オ 業務全体のフロー及びスケジュール（契約から初回給付、未申請者の抽出、精算、完了報告まで）
- カ その他提案事項等

13 提案書等の審査方法

（1）審査委員会

市の職員により構成する「須賀川市食料品等価格高騰対策デジタルギフト発行業務公募型プロポーザル選定委員会」を設置し、審査を行う。なお、審査会の構成等は公表しない。

（2）審査方法

参加資格を有する提案者からの提案書等について、総合的に審査し、最も優れた提案を行った者を優先契約候補者として選定する。
なお、次点契約候補者も併せて選定する。
また、必要に応じて、追加資料の提出要請及びヒアリングを実施する。

14 第1次審査（書類審査）

参加資格要件を満たし、かつ、提案価格が提案限度額の範囲内にある者について、提案書及び見積書により第1次審査を実施する。書類選考により、おおむね2者を選定し、第1次審査通過者とする。

15 第2次審査（プレゼンテーション）

提案書の内容について、オンライン上（Web会議ツール）でプレゼンテーションを実施すること。プレゼンテーションの持ち時間は、1者当たり30分（プレゼンテーション15分、質疑応答15分以内）程度とする。本審査に係る録音・録画は禁止する。

16 優先契約候補者の選定及び決定

第2次審査後の総合評価点が最も高い事業者を、優先契約候補者として決定する。

なお、優先契約候補者が契約を辞退した場合又は協議が不調となった場合は、次点契約候補者と同様の協議を行う。市は、協議が成立した提案者を優先契約候補者とする。

審査基準は、以下のとおり。

【審査基準】

項目	審査の視点	配点	
業務遂行能力	業務実績	<ul style="list-style-type: none">・類似業務を受託した実績があり、業務遂行能力が示されているか。・信頼性が高い提案となっているか	10
	セキュリティ等	<ul style="list-style-type: none">・信頼できる情報セキュリティ体制が構築されているか。	10
業務内容	デジタルギフトの充実度	<ul style="list-style-type: none">・本市の地域事情を加味した上で、魅力的な選択肢が充実しているか。	20
	ユーザビリティ	<ul style="list-style-type: none">・申請者にとって分かりやすい画面構成で、直観的な操作が可能か。	20
	運用	<ul style="list-style-type: none">・本市の制度、事業主旨に対応した柔軟な運用が可能か。	20
価格	<ul style="list-style-type: none">・手数料率や適用基準等による総合的なコストパフォーマンスに優れているか。	20	
計		100点	

17 決定通知

審査の結果については、下記のとおり電子メール及び書面により通知する。

- (1) 第1次審査 令和8年2月24日（火）に発送

（2）第2次審査 令和8年3月上旬に発送

18 プロポーザル参加に際しての留意事項

- （1）参加者は、プロポーザル参加表明書の提出をもって、募集要項の記載内容に同意したものとする。
- （2）次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 期限を過ぎて審査書類が提出された場合
 - イ 提出した審査書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ 契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合
- （3）提出期限後の審査書類の内容変更及び再提出は、認めない。
- （4）本プロポーザルへの参加に必要な経費は、すべて参加者の負担とする。
- （5）参加者が1者のみの場合であっても審査は実施するが、第1次・第2次審査の評価点の合計が、配点の5割以上の得点となった場合に限り、契約候補者として選定する。
- （6）審査経過及び評価内容に関する問い合わせ、並びに審査結果に関する異議申し立ては、受け付けない。
- （7）提出された審査書類について、須賀川市情報公開条例（平成10年須賀川市条例第16号）に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となるが、その者の権利、競争上の地位、その他利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合がある。公開に支障がある場合は、あらかじめ申し出ること。
- （8）提出書類は、返却しない。
- （9）契約に関する事務は、関係法令、市条例等の定めるところによるものとする。

19 プロポーザルの辞退

プロポーザル参加表明書を提出した後、本プロポーザルを辞退する場合は、
(様式5) 辞退届（※代表者印を押したもの）を企画政策課に郵送又は電子メールにより提出すること。

20 書類の提出先及び問い合わせ先

〒962-8601

福島県須賀川市八幡町135

須賀川市企画政策部 企画政策課

電話番号：0248-88-9111

メールアドレス：kikaku@city.sukagawa.fukushima.jp

(各種書類の提出の際は、郵送の場合には到達が確認できる方法、メールの場合は開封確認付きメールの活用や、送信した旨電話連絡を行う等、提案者において市への到達を確認すること。)